

民生委員児童委員信条

- 一、わたしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
- 一、わたしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一、わたしたちは誠意をこめてあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたしたちはすべての人と協力し、明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたしたちは常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます

昭和26年10月15日制定
平成7年5月17日改正
平成7年10月5日施行

児童憲章前文

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

昭和26年5月5日宣言